

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年6月13日)

陳情 6 年 地 域 第 23 号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6 年－23 (R 6 . 6 . 11)	地 域	情報公開請求権に配慮した情報公開事務の適切な運用について	
▶陳情事項 次の事項について、県執行部に求めること。 1 情報公開事務は、県民の知る権利を保障する、重要なものであることに鑑み、情報公開事務の執行に際しては、請求者と緊密に連絡を取り、不明な点等がある場合、可能ならば、補正命令によることなく、電話やメール等での調整や職権補正を用いるなどして、事務を円滑に進め、開示請求者の求める情報の特定を、丁寧に進めること。 2 補正命令に当たっては、いやしくもそれを乱用することのなきよう、開示請求者の情報公開請求権に配慮すること。			

▶陳情理由

このたび、鳥取県に令和6年4月27日付けで情報公開請求をした。すなわち、最近鳥取県において「匿名の意見には回答をしない」制度運用がされていることについて、本来回答すべきような県民の声に回答をしていないケースがないか知るためである。

請求内容は、次のとおりである。

- 鳥取県に対し寄せられた「県民の声」に関し、「匿名」「名前を名乗らない」ことで、【匿名のご意見、ご質問に対しては回答していません。】としてそれに返信しなかった場合、そのもともとの意見（県民の声）やそれへの回答を示す公文書（決裁プロセス）。なお、期間は、直近1年分。
- 「匿名であることを理由に回答しなかったこと」に対し、鳥取県に寄せられた苦情の文書。なお、意見は、直近1年分。
すると、同年5月8日、補正命令がやってきた。
要約すると、すなわち、
 (1) 請求公文書は、匿名の者または名前を名乗らない者から寄せられた、県民の声の本文などの全てを指すものであり、多種多様な公文書の一切を求めるもの。年2000件はあり、件数が多い。
 (2) 「県民の声」の原文書や「県民の声」の回答に係る原文書は、県民課において集中管理されていないので探索不能。仮に探索するなら、県庁の全ての所属が対象範囲になる。
 (3) この請求内容では、簿冊情報システムなどでは、存否が明らかにできない。

(4)。「【匿名のご意見、ご質問に対しては回答していません。】としてそれに返信しなかった場合」とあるにもかかわらず、「それへの回答」とあるが、返信しないにもかかわらず、回答があるとする趣旨の記載については、客観的理解が及ばない。
とする理由であった。

しかし、(1)に関しては、私は「匿名」で「回答しなかったケース」についての文書を求めているが、2千件というのは、顕名のケースも含まれているはずである。仮に件数が多くても、情報公開条例には「特例延長」という制度があるし、判例でも、対象文書の数が多いことをもって、請求を拒むことはできないとされている。また、(2)及び(3)に関し、県民の声は本来「要留意」、「要回答」のいずれにしても、県民の声のデータベースに登録するきまりになっているし、探索不能ということ自体がおかしいことである。この県民の声に登録された、匿名で要留意になったものを開示すれば良いのである。

また、(4)に関連し、この文脈における「それへの回答」とは、匿名では回答ができない旨の返答であることは、文脈から明らかだろう。

上記を補正したところ、同月20日にも、これではまだ足りないとして2回目の補正命令があり、同月24日付けで、補正を行ったのである。

極めつけは、同年6月3日付けの3回目の補正命令書である。私が2回目の補正命令書で「・・・(住所)」「(氏名)」と記載していたが、「補正命令書の住所は市町村名から書け」「補正命令書の記載は、情報公開請求書と一致している必要がある」と、さらに補正を求められた。

2回目の私が提出した補正書が、私の住所あてに「倉吉市・・・(住所)」と書かれた封筒に入れられて返送されてきた。つまり、私を私であると特定ができていたのである。

しかし、そもそも補正命令を行った人が、補正命令の意思を持っていること、それが分かれば良いはずである。補正命令書は、私の住所に郵送で届いた。情報公開請求書と補正命令書を併せて読めば、この私が、補正命令を受けて、補正の意思も持っていることは、客観的に明らかである。

確かに、情報公開請求における「住所」の記載は必要的記載事項であるが、これは、必ず市からなどというきまりはないし、それでも問題があれば職権訂正・付記もできるだろう。そもそも、この請求書は、中部総合事務所で担当者に確認いただき、一旦受理がされている。それなのに、あとになってから、住所を訂正しろというのは、不誠実だと感じるし、こうやって、執拗な補正命令を繰り返すこと自体、情報公開請求権の行使の侵害だと感じるのである。電話やメール等で尋ねてくれれば、どんな文書を求めているか、担当者との意思疎通もできるだろう。

については、情報公開事務は、県民の知る権利を保障する、重要なものであることに鑑み、情報公開事務の執行に際しては、請求者と緊密に連絡をとり、不明な点等がある場合、可能ならば、補正命令によることなく、電話やメール等での調整や職権補正を用いるなどして、事務を円滑に進め、開示請求者の求める情報の特定を、丁寧に進めること。

補正命令に当たっては、いやしくもそれを乱用することのなきよう、開示請求者の情報公開請求権に配慮すること（補正命令を乱用されると、開示までの時間が伸びる。）。

以上について、執行部に求めていただきたく、陳情するものである。

▶提出者

倉吉市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（県民課）

【現 状】申請書に係る補正の制度趣旨

許認可等の申請に係る行政手続一般において、処分庁は、申請書において、次に掲げる事項その他の申請の形式に係る必要的記載事項の記載がないと認める場合には、申請書の形式不備を理由に、実質的な審査に進むことなく申請書の記載についての訂正、追完等の補正を申請者に求めなければならない、申請者が補正に応じないときは、当該請求は却下されることとなる。

（１） 申請者の特定に係る事項（申請者の住所、氏名等）

（２） 申請内容の特定に係る事項

このことについて、法律事務においては行政手続法に通則規定が置かれており、本県の条例事務においては鳥取県行政手続条例に通則規定が置かれている。公文書開示請求制度についても、国にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律において、本県にあっては、鳥取県情報公開条例において、これらの法令制度一般に共通するとおりに適用がなされている。

【県の取組状況】鳥取県情報公開条例における請求書の補正の運用状況

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定による補正の指導については、口頭、電話、電子メール又は書面のいずれかの方法により実施することとしている。

条例第6条第3項後段の規定により、補正の指導においては、当該請求書の不備がある事項及び補正を求める理由を示すとともに、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないことから、条例の規定に沿って、補正の指導を実施している。

なお、補正に対する回答方法については、その補正の都度、処分庁において指定しており、書面による補正の指導においては、書面による回答を求めることが通例である。

※参考法令：鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）抄

（申請に対する審査、応答）

第7条 知事等は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始するものとし、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否するものとする。

※参考法令：鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）抄

（開示請求の方法）

第6条 前条の規定による請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他規則で定める事項

2 略

- 3 実施機関は、開示請求がその形式上の要件に適合しないと認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。
- 4 実施機関は、前項の補正が正当な理由なく行われなときは、開示請求者に対し、開示請求に係る公文書を開示しないことができる。

※参考法令：行政手続法（平成5年法律第88号）抄

（申請に対する審査、応答）

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

※参考法令：行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）抄

（開示請求の手続）

第4条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項
- 2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。